

## 業務用端末機器調達 仕様書

令和6年7月26日

群馬県社会福祉協議会 総務企画課

## 目次

1. 総則	3
1.1 業務名	3
1.2 調達背景及び目的	3
1.3 調達品目	3
1.4 保守期間	3
1.5 構築期間	3
1.6 積算範囲	3
1.7 その他	3
2. 責任範囲	4
2.1 委託範囲	4
2.2 機器の設置場所	4
2.3 機器設置時の配線	4
2.4 稼働サービス要件	4
3. 調達機器	4
3.1 調達機器の前提条件	5
3.2 調達機器の特性	5
3.3 調達機器性能	5
3.3.1 ノートパソコン本体	6
3.3.2 外部接続ディスプレイ	6
3.3.3 Bluetooth 接続マウス	6
3.3.4 Bluetooth 接続キーボード	7
3.3.5 ドッキングステーション	7
3.4 調達機器機能	7
4. 調整事項	8
4.1 提出物	8
4.2 調整について	9
4.3 構築場所	9
5. その他	9
5.1 機密保持契約	9
5.2 記載外事項	10

## 1. 総則

### 1.1 業務名

業務用端末機器調達

### 1.2 調達の背景及び目的

一般的な耐用年数を経過した業務用端末機器の更新である。既存ネットワークへの接続、クラウドサーバへの接続、各種クラウドソフトウェアの利用、各種会計ソフトやグループウェアを利用するための機器とする。また、それらの業務をテレワークでも運用する可能性がある。

### 1.3 調達品目

【資料1】業務用端末関連機器 一式

### 1.4 保守期間

本業務にて導入する端末はメーカー純正の5年間翌営業日訪問修理の保証延長を付与すること。また、導入機器の障害が起きた場合、受託者にて原因の切り分けを行い、修理の手配、リカバリや再設定を施し、業務可能な状態への復元まで行うものとする。その際の費用も本業務の積算範囲に含める。

### 1.5 構築期間

令和6年9月30日までの納品とする。なお、導入機器の仕様・型番は全台統一するものとする。

### 1.6 積算範囲

本事業に関する費用は、「2.1 委託範囲」に示す内容をもとに積算し入札することとする。

### 1.7 その他

- (1) 本仕様書に記載した機能及び性能は基本仕様であり、これを上回る性能であっても可とする。但し、製品名の記載がある製品は指定とする。
- (2) 業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 本業務を実施するにあたり、機密保持契約を締結のうえ、機密保持契約、個人情報保護条例、情報セキュリティポリシー（総務省作成の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準ずる）を遵守しなければならない。なお、再委託先についても同様とし、再委託を行うものは、委託先に周知させるとともに遵守させなければならない。
- (4) メーカー純正の保証延長5年を付属すること。保証の種類は翌営業日訪問修理とする。

## 2. 責任範囲

### 2.1 委託範囲

本業務で委託する内容は、以下とする。導入機器および設定内容については、「4. 調達機器」で示す性能および機能を全て満たすこととする。

- (1) 本仕様書に記載される機器の調達
- (2) 調達機器の設置
- (3) ソフトウェアインストール、設定、動作確認
- (4) クラウドサーバへの接続設定、動作確認
- (5) 梱包物の破棄
- (6) 本業務の完成図書（詳細は「6.1 提出物」を参照）
- (7) 既存端末の破棄、内蔵ディスクのデータ消去および物理破壊

データ消去については、物理破壊の証拠として破壊前・破壊後の写真、およびデータ消去証明書を発行すること。

- (8) 修理手配、リカバリおよび再設定の際に発生する諸費用

### 2.2 機器の設置場所

本事業の調達機器は、本会指定の場所に設置、展開すること。

### 2.3 機器設置時の配線

本事業による調達機器の設置器具および接続ケーブルの調達は、選定業者の責任において行うこととする。

### 2.4 稼働サービス要件

今回の調達範囲である業務用端末は、事業所内での業務およびテレワークでの業務を想定している。本事業の導入にあたり、既に構築・設定済みのクラウドサービスへ影響が発生しないように留意して作業を行うこと。影響が発生する可能性がある場合は事前に本会と協議を行ったうえで作業を行うこと。

## 3. 調達機器

本仕様書に記載された仕様を満たした機器を選定すること。調達機器およびソフトウェアの数量は以下の通りとする。

- (1) 職員用ノートパソコン 26 台
- (2) 外部接続ディスプレイ 26 台
- (3) Bluetooth マウス 26 台
- (4) Bluetooth キーボード B-C 26 台

- (5) 法人向け一太郎 Pro 5 26 ライセンス
- (6) ドッキングステーション (USB-C 接続) 26 台

### 3.1 調達機器の前提条件

本事業において調達対象となる機器の前提条件は以下の通りである。

- (1) 本仕様書に記載される調達物品の技術的要件は全て必須の事項であり、対象となる機器のスペックに関しては記載されている仕様を満たした機器の選定を行うこと。
- (2) 必須の事項は、本会が必要とする最低限の要求要件を示しており、調達機器性能がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には、要求要件を満たした機器の再選定を求める。この場合は、調達業者の負担で行うこと。
- (3) 調達機器の性能が技術的要件を満たしているか否かの判定は、提出書類となっている導入機器等提案書（機器装置名・製造元名・型式及び数量などが記載されているもの）とカタログ等で実施する。
- (4) 提案する機器及びソフトウェアは入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器及びソフトウェアにより提案する場合は、納入期日までに製品化され納入可能である事を記載した書類を対象メーカーより入手し添付すること。
- (5) 提案する機器の仕様を「【資料 2】 導入機器等提案書」に明記し、入札参加申込の際に併せて提出すること。

### 3.2 調達機器の特性

本事業において調達対象となる機器の特性要件は以下の通りである。

- (1) 本仕様書に記載される機器は、法令関係に定める規定を全て満たすこと。
- (2) 製品に使用する部品は JIS 規格が定められている場合、JIS 規格に準拠した製品を選定すること。また、選定機器は可能な限り低消費電力化を図ること。
- (3) 機器の選定において、RoHS 指令対応か非対応かの選択の余地がある場合、RoHS 指令に対応した製品を選定すること。
- (4) PC3R「PC グリーンラベル制度」の審査基準 (Ver. 14) を満たしていること。
- (5) 公益財団法人日本環境協会が制定した、パソコンの環境配慮に関する第三者認証ラベル (エコマーク) を取得していること。
- (6) 通信販売/PC ショップで購入した製品は不可とする。
- (7) 群馬県内に保守サービス拠点を有すること。

### 3.3 調達機器性能

本業務で調達する機器の性能要件については、以下の通りとする。なお、ノートパソコンの参考機種は富士通の「U9413/NX」である。

### 3.3.1 ノートパソコン本体

- (1) 外形サイズは 330mm×230mm×20mm 以下であること。
- (2) 以下の条件を満たした CPU を搭載すること。
  - (ア) インテル Core i5 (第 12 世代) 以上を有すること。
  - (イ) 物理コア 10 個以上を有すること。
  - (ウ) スレッド数 12 以上を有すること。
- (3) GPU は CPU 内蔵もしくは単体で GPU を有すること。
- (4) メーカー純正品の 8GB 以上のメインメモリを有すること。
- (5) 256GB PCIe 3.0 以上の暗号化付 SSD を有すること。
- (6) バッテリーはリチウムイオン 64Wh 以上を有すること。また、バッテリー駆動時間はカタログスペックで 30 時間以上を有すること。
- (7) 以下の条件を満たした表示性能を有すること。
  - (ア) 14 型以上のパネルサイズを有すること。
  - (イ) フル HD (1920×1080 ドット) 以上の最大表示解像度を有すること。
  - (ウ) 1,677 万色以上の最大発色数を有すること。
- (8) 以下の条件を満たしたインターフェースを有すること。
  - (ア) 外部ディスプレイ接続端子として HDMI 出力端子×1 を有すること。
  - (イ) USB3. X 系の規格×2 ポート以上の USB (Type-A) を有すること。
  - (ウ) 画面出力可能な USB3. X 系の規格×1 ポート以上の USB (Type-C) を有すること。
  - (エ) RJ-45 (1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠) ×1 の LAN を有すること。  
また、Wake on LAN 対応であること。
  - (オ) IEEE802. 11a/b/g/n/ac/ax 準拠に対応する無線 LAN を有すること。
  - (カ) Bluetooth は v5. 2 準拠以上を有すること。
- (9) キーボードは JIS 標準配列テンキー付き 108 キー日本語キーボードを有すること。

### 3.3.2 外部接続ディスプレイ

- (1) 外形サイズは 23.8 型以上であること。
- (2) 表示色は 1677 万色以上を有すること。
- (3) リフレッシュレートは 60Hz 以上を有すること。
- (4) 解像度は 1920×1080 以上を有すること。
- (5) 入力端子は HDMI×1、DisplayPort×1、アナログ RGB×1 以上を有すること。
- (6) 付属のケーブルは DisplayPort ケーブル、HDMI ケーブルを有すること。別売のものでも可とする。

### 3.3.3 Bluetooth 接続マウス

- (1) 読み取り方式は Blue LED 光学式であること。
- (2) ボタン数は 5 以上を有すること。
- (3) インターフェースは Bluetooth5.0 以上を有すること。

### 3.3.4 Bluetooth 接続キーボード

- (1) キー数は 108 であること。
- (2) キースイッチ構造はメンブレンスイッチであること。
- (3) インターフェースは Bluetooth5.0 以上を有すること。

### 3.3.5 ドッキングステーション

- (1) ドッキングステーション本体に、システムの電源ボタンと連動するボタンを有すること。  
端末の電源オン・オフに利用できること。
- (2) USB-C ケーブルで端末に接続できること。
- (3) 導入端末と同じメーカーのドッキングステーションであること。
- (4) HDMI、DisplayPort の出力端子をそれぞれ 1 以上有すること。
- (5) RJ-45 のポートを 1 以上有すること。

## 3.4 調達機器機能

本業務の調達機器について、全てのソフトウェアが正常に稼働するために必要な機能を備えること。また、セキュリティ管理を含め障害なく安定動作するよう配慮すること。

機能要件としては以下の通りとする。

- (1) ノートパソコン本体
  - (ア) OS としては、最新バージョンにアップデート済みの Windows11 pro 正規版が適用されていること。
  - (イ) USB (Type-C) については、画面出力可能であること。また、USB Power Delivery 対応であること。
  - (ウ) 調達機器のストレージには暗号化機能を施すこと。
- (2) ソフトウェア  
調達機器 (26 台) において、以下のソフトウェアを用意すること。
  - (ア) ブラウザとして、最新バージョンにアップデート済みの Microsoft Edge および Google Chrome がインストールされていること。
  - (イ) Office ソフトについて、バンドル版の Office Home & Business 2021 と同等のものを有すること。パッケージ版は不可とする。
  - (ウ) 文書作成ソフトとして、法人向け一太郎 Pro 5 と同等のものを有すること。
  - (エ) 調達機器のパソコン廃却時の完全データ消去ツールとして、ERASE DISK に相当するツールを有すること。
  - (オ) Outlook の最新版を有すること。

### (3) 設定作業

- (ア) 受託者は、現在、本会が有しているウイルスバスタービジネスセキュリティサービスのライセンスを適用し、万全なウイルス対策を施すこと。適用方法については本会との確認のうえ実施すること。
- (イ) 受託者は、現在、本会が有している SKYSEA Client View M1 Cloud Edition のクライアントライセンスを適用し、調達機器の USB 使用制限を施すこと。適用方法については本会との確認のうえ実施すること。
- (ウ) 受託者は、現在、本会が有しているコワークストレージのライセンスを適用し、ブラウザ版および Drive 版の接続設定を行うこと。また、2段階認証についてはソフトウェアを用いて端末内で完結できるように設定を行うこと。適用方法については本会との確認のうえ実施すること。
- (エ) 受託者は、本調達に含まれる法人向け一太郎 Pro 5 の設定を施すこと。適用方法および詳細設定については本会との確認のうえ実施すること。
- (オ) 受託者は、既存機器に設定されている FortiClient の設定を移行し、外部にて VPN 接続したクライアント PC から、ホスト PC に正常にリモートデスクトップ接続ができるように設定を施すこと。適用方法については本会との確認のうえ実施すること。
- (カ) 受託者は、既存機器のローカルデータ（ユーザプロファイル内のデータ、Microsoft Edge および Google Chrome のブックマーク・保存パスワード、旧字体などの外字データ、ユーザー辞書データ）を導入機器に移行すること。
- (キ) 受託者は、メールアカウントを導入機器に設定し、既存機器のメールデータファイルおよび署名欄を導入機器に移行すること。メールソフトは Outlook とする。
- (ク) ローカル管理者アカウントを有効化し、適切なパスワードを設定すること。
- (ケ) 受託者は、調達機器に本会指定の IP アドレスを付与すること。ホスト名については本会と確認の上決定すること。
- (コ) プリンタ・複合機の設定については、プリンタ・複合機の最新版ドライバをインストールし、調達機器から印刷出力ができるように設定すること。詳細の設定については本会担当者との協議のうえ決定すること。
- (サ) ネットワーク上の共有フォルダ（NAS）への接続を確認し、ネットワークドライブへの割当設定を行うこと。

## 4. 調整事項

### 4.1 提出物

導入機器の情報一覧を提出すること。一覧に記載する項目は以下とする。

- (1) 利用者情報（所属、職名、氏名）



- (2) 調達機器
- (3) メーカー
- (4) 機器名
- (5) OS
- (6) ホスト名
- (7) 型名
- (8) IP アドレス
- (9) アカウント名
- (10) パスワード
- (11) 導入年月日

## 4.2 調整について

クラウドサーバへの接続や、ソフトウェア障害が発生することの無いように努めること。設定した機器に万一障害が発生した場合は、問題解決に向けて速やかに且つ確実な対応を講じること。その際に障害内容が受託者の責任によるもので、修復に何らかの対応が発生した場合は、受託者がそれにかかる費用を負担すること。またその費用は本事業の積算範囲とする。

## 4.3 構築場所

本事業において、調達機器に対して機器複製用の媒体の提供は行わない。構築作業について、全作業を本会事務所内で行う場合、所内に作業空間を長期間確保することが難しい状況も有り得る。その為、基本的に構築作業場所は本事業調達者での準備とする。また、同様に作業時や納品物として物品が必要になる場合も本事業調達者が負担すること。

移行が円滑に行なえるよう、調達機器の搬入時期や搬入場所については、業者決定後にスケジュールを本会と協議するものとする。

## 5. その他

### 5.1 機密保持契約

- (1) 本事業により知り得た個人情報、その他の機密情報を第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。本事業の遂行において、前項の義務を遵守するための秘密保持誓約書を締結する等、秘密保持について必要となる措置を行うこと。機密保持契約に必要な書類は本事業調達業者が提出すること。
- (2) 機密情報については、納品及び保守等本仕様で示す作業の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製・複写又は改変が必要な場合には、書面による承諾を受けなければならない。

- (3) 本事業調達業者が構築作業場所を用意しなければならない関係上、本事業調達業者は本会のネットワークシステムに関する資料及びデータ等を本会事務所の外部に持ち出す必要があると考える。構築場所について盗難防止等のセキュリティ対策が十分であることを証明する資料の要請があった場合は提出すること。
- (4) 本事業においては既設機器の設定変更が発生する。既設機器の設定情報及び現在のネットワーク情報等は機密保持契約の締結後、本会より提示するものとする。

## 5.2 記載外事項

本仕様書の記載内容に、疑義が生じた場合は、本会と協議すること。

また、協議内容に関しては議事録として提示を行うこと。

以 上